

第

1

章

# 都市計画マスタープランとは

- 1-1 位置付け
- 1-2 計画の目標年次と対象区域
- 1-3 全体構想構成

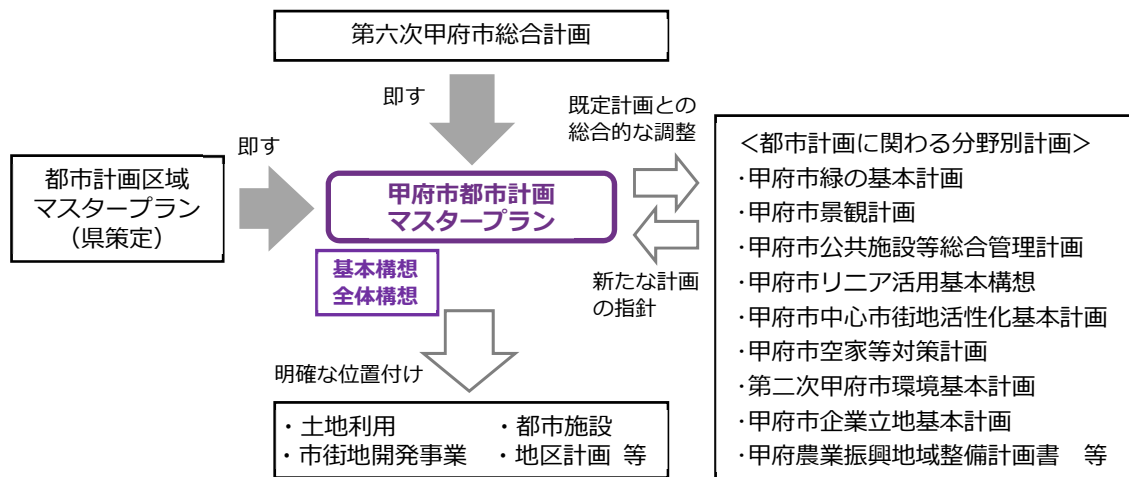




## 1-1 位置付け

- ・都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、総合計画、都市計画区域マスタープランに即し、市町村がその都市計画に関する基本的な方針（基本構想、全体構想、地域別構想）を、市民の意見を聴きながら定めるものです。
- ・本市においては、都市の課題を抽出し、実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにするとともに、今後の都市計画の指針となる計画として策定するものです。

図 都市計画マスタープランの位置付け



### 都市計画法第18条の2

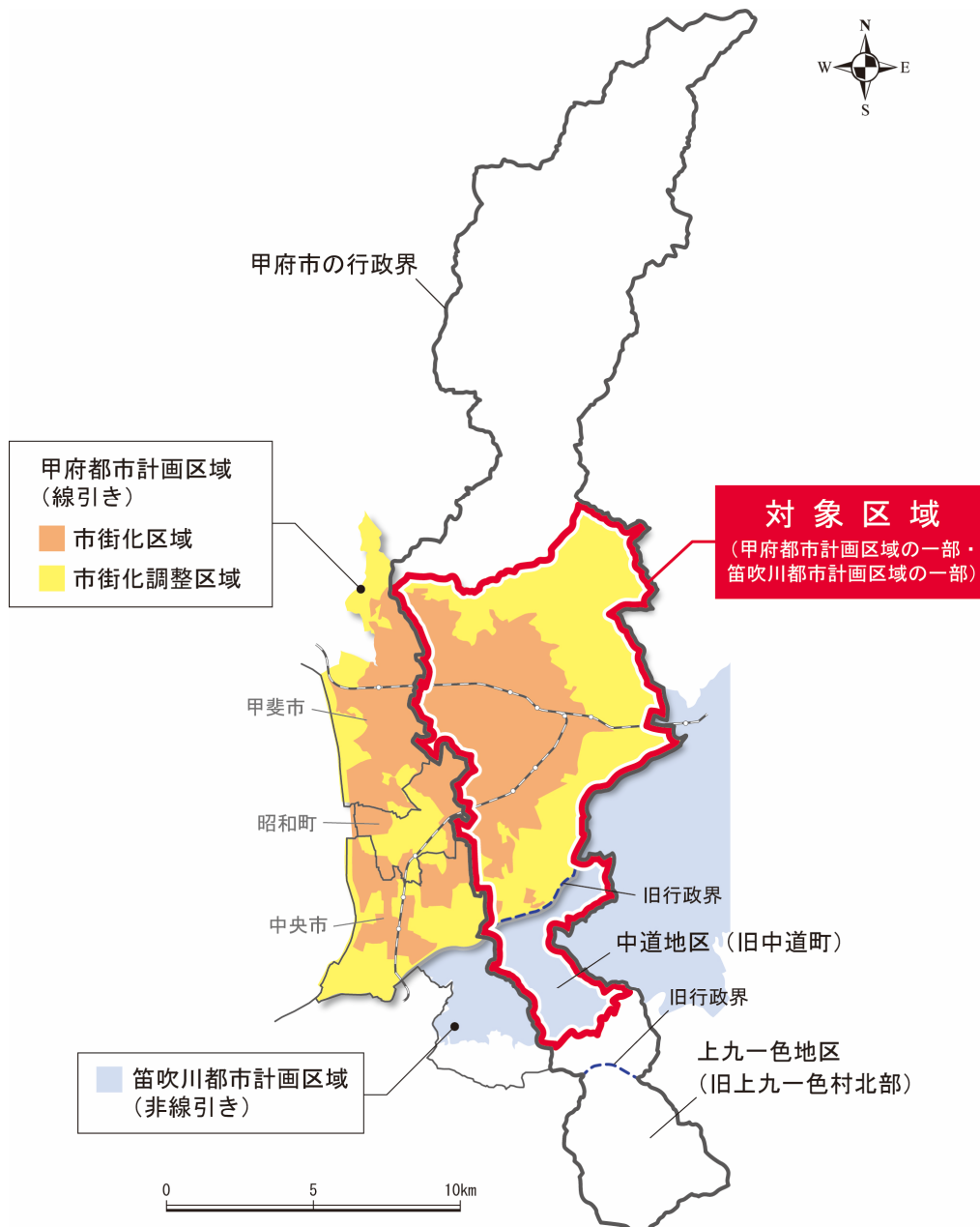
1. 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 1-2 計画の目標年次と対象区域

- ・本計画は「20年後の都市の姿を見据えた10年計画」とし、目標年次を2027年（リニア開業年）とします。
- ・本市は、2006年3月に、市街化区域と市街化調整区域との区分がある旧甲府市と、区分がない旧中道町、都市計画区域の指定がない旧上九一色村北部が合併しました。これにより、都市計画区域が「甲府都市計画区域」と「笛吹川都市計画区域」（合併当時は東八代都市計画区域であったが2011年に名称変更）にまたがり、この2つの都市計画区域を併せた範囲を本計画の対象区域とします。

※各都市計画区域の計画は、県が定める都市計画区域マスタープランで定められます。

図 都市計画区域の指定状況



## 1-3 全体構想構成

- ・甲府市都市計画マスタープランは、甲府市の都市計画に関わる施策の体系的な指針となるものであり、まちづくりの基本目標や都市構造別の方針、実現化方策などを記載します。

表 甲府市都市計画マスタープランの全体構想構成

第1章 都市計画マスタープランとは	1-1 位置付け 1-2 計画の目標年次と対象区域 1-3 全体構想構成
第2章 都市の現況と課題	2-1 甲府市の概況 2-2 市民意向 2-3 分析・課題
第3章 まちづくり基本目標と 将来都市構造	3-1 まちづくり基本目標 3-2 目指すべき将来都市構造の考え方 3-3 将来都市構造の区分 3-4 目指すべき将来都市構造 3-5 拠点・地区の現況
第4章 都市構造別まちづくりの方針	4-1 拠点・地区の方針 4-2 ゾーンの方針 4-3 軸の方針
第5章 実現化方策	5-1 基本目標に基づく重点施策の設定 5-2 重点施策の内容 5-3 連携・協働によるまちづくりの推進 5-4 都市計画マスタープランの運用管理
巻末資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯</li> <li>・甲府市都市計画審議会条例</li> <li>・甲府市都市計画審議会委員名簿</li> <li>・甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱</li> <li>・甲府市都市計画審議会専門委員会名簿</li> <li>・用語解説</li> </ul>

